

広島県港湾施設管理規則及び広島県入港料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十七号

広島県港湾施設管理規則及び広島県入港料条例施行規則の一部を改正する規則

(広島県港湾施設管理規則の一部改正)

第一条 広島県港湾施設管理規則(昭和二十八年広島県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項第一号」の下に「、第四号(荷役機械、荷さばき地、上屋又は野積場を使用しようとする場合に限る。)及び第五号」を加える。

(広島県入港料条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県入港料条例施行規則(昭和五十二年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「入港届」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第五条の入港料還付申請書の提出及び第七条の入港料減免申請書の提出について準用する。

附 則

この規則は、平成二十一年十月三十日から施行する。